

令和7年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構学位審査会（第2回）議事要旨

1 日 時 令和7年8月22日（金）Web開催 14時00分～14時58分

2 出席者 大芝委員長、佐藤（正）副委員長、
池田、大隅、倉智、佐藤（和）、椎原、菅原、鈴木、館石、
花泉、宮崎、山下、山村、吉川、吉武の各委員

（機構側出席者）

服部機構長、光石理事、西田理事、戸田山研究開発部長、
東管理部長、藤原学位審査課長

3 令和7年度学位審査会（第1回）の議事要旨について
確定版として配付された。

4 議 事

（1）学士、修士及び博士の学位授与の審査の結果について

令和7年度4月期の短期大学及び高等専門学校の卒業者等に対する学士の学位授与の審査（通例申請分）に関して、学位審査課長から、資料1-1及び1-2に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。

続いて、令和7年度4月期の高等専門学校の特例適用専攻科の修了見込み者に対する学士の学位授与に係る審査に関して、学位審査課長から、資料1-3に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、判定案のとおり、通例による申請者272人のうち、206人が「合格」、66人が「不合格」と判定されるとともに、特例による申請者17人全員について、単位の修得結果、学修総まとめ科目の成果の要旨及び専攻科の修了を確認した上で最終的な合否を確定することとして、判定案のとおり「合格」と判定された。ただし、通例申請分の合格者のうち、認定専攻科修了見込者1人については、現時点では合格見込みであり、修得見込みで申告のあった単位の修得を機構において確認でき次第、最終的に「合格」とすることとされた。

続いて、令和7年3月の各省庁大学校の認定課程修了者に対する修士及び博士の学位授与に係る論文の審査及び試験（口頭試問）の結果に関して、学位審査課長から、資料1-4及び1-5に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。

これらの説明の後、令和7年3月の認定課程修了者の修士については資料1-4の判定案のとおり、「保留」とされた9人を除き、防衛大学校総合安全保障研究科前期課程修了者3人、国立看護大学校研究課程部看護学研究科前期課程修了者3人、職業能力開発総合大学校高度養成課程職業能力開発研究学域修了者11人及び水産大学校水産学研究科修了者6人の合計23人が「合格」、博士については資料1-5の判定案のとおり、「保留」とされた2人を除き、防衛大学校理工学研究科後期課程修了者3人が「合格」と判定されることが了承された。

（2）特例適用専攻科修了見込み者に係る学士の学位授与の審査の付託について

学位審査課長から、資料2-1に基づき、令和7年度10月期の特例適用専攻科修了見込み

者に係る学士の申請状況について報告があり、機構長から学位審査会に、学士の学位授与の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、令和7年度10月期の特例適用専攻科修了見込み者に係る学士の学位授与の申請に関して、資料2-2に基づき、修得単位の審査及び学修総まとめ科目の履修に関する審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に審査が付託されることが了承された。

(3) 認定課程修了者等に係る学士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料3に基づき、令和7年9月の省庁大学校の認定課程修了予定者に係る学士の学位授与申請予定者数の状況について説明があった。

審議の結果、令和7年9月修了予定の学士の学位授与申請予定者9人については、9月の正式な申請を受けた後、認定課程の修了及び大学設置基準に規定される単位以上の単位修得を、各教育施設の長が発行する証明書に基づいて機構で確認の上、速やかに学位を授与し、審査結果を次回の学位審査会にて報告することが了承された。

(4) 令和7年度認定専攻科及び特例適用専攻科に係る教育の実施状況等の審査の付託について

令和7年度に教育の実施状況等の審査を実施する短期大学の認定専攻科、ならびに短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科に関して、学位審査課長から、資料4に基づき、機構長から学位審査会に対する教育の実施状況等の審査の付託、及び主となる審査を担当する専門委員会・部会の案について説明があった。

その後、審議が行われた結果、機構長からの付託を受け、原案のとおり教育課程・教員組織等の審査を当該専門委員会・部会に付託することとされた。

(5) 令和8年度認定専攻科及び特例適用専攻科に係る教育の実施状況等の審査対象の選定について

令和8年度に教育の実施状況等の審査の対象となる短期大学の認定専攻科、ならびに短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科に関して、学位審査課長から、資料5に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承され、当該の短期大学及び高等専門学校の設置者に対し、令和7年9月30日までに審査の実施について通知することとされた。

(6) 特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況等に関する学位審査会意見について

研究開発部幹事から、資料6に基づき令和6年度10月期の学修総まとめ科目の実施状況等に関する学位審査会意見案などについて説明があり、審議の結果、原案のとおり了承され、当該専攻科に対し、通知することとされた。

(7) 令和8年度省庁大学校の認定課程に係る教育の実施状況等の審査対象の選定について

令和8年度に教育の実施状況等の審査の対象となる省庁大学校の認定課程について、学位審査課長から、資料7に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承され、当該大学校の長に対し、令和7年9月30日までに所管省庁を経由して審査の実施について通知することとされた。

(8) 学位授与方針及び論文審査基準の策定について

研究開発部幹事及び学位審査課長から、学位授与方針及び論文審査基準の策定の状況について、資料8-1及び8-2に基づき説明があった。

(9) その他

令和6年度学位取得者表彰について

学位審査課長から、令和6年度学位取得者表彰について説明があり、令和7年9月に表彰式の開催を予定していることが報告された。

最後に大芝委員長より、本日の審議結果については規則に基づき、大学改革支援・学位授与機構長に後日文書で報告すると発言があった。

以上